

(2) - 1) ②ギフチョウ (全国各地)

「春の女神」とも呼ばれるギフチョウは、小学校から地元農家や市民団体まで様々な主体による保全保護活動が全国各地で行われている生きものである。生息数調査をはじめ飼育や食草の植栽増殖の実施など、農山村や都市近郊など地域ごとの特性に応じた保護活動が進められており、観察会や交流活動を契機とした観光や特産品へのイメージ利用など、様々な活用が行われている。こうした取組の結果、地域を越えたネットワークが形成され、里地里山保全活動が活性化するなど効果が生まれている。

a. 取組の背景と経緯

春に発生する代表的なチョウであるギフチョウは、ウマノスズクサ科カンアオイが食草で、元来日本の里山にたくさん生息していた。しかし、近年の開発等による環境変化や、いわゆるマニアによる乱獲によりその数の減少が指摘されるようになってきている。また地域によってはギフチョウとヒメギフチョウが混棲する学術的に特徴的な生息地が存在することも指摘されている。

こうしたギフチョウ保護の観点から、市民によるギフチョウの生息調査や食草の保護増殖による里山の保全活動が行われるようになっており、町や村の天然記念物に指定し保護条例を作ったり、活動団体がネットワークを形成し情報交流が盛んになるなど保全保護の動きが活性化している。

b. 活用方法

■特産品・お菓子などのイメージ活用

保全活動が行われている山形県内陸北部地域の菓子屋等では郷土のイメージとしてギフチョウを模したサブレ等を販売するなど、地域づくりと一体となった商業活用が図られている。

■地域づくり活動のシンボルとしての活用

若者が取り組む芸能活動に創作太鼓「ギフチョウ太鼓」を取り入れたりギフチョウ法被を製作するなど（山形県大石田町）、若者からお年寄りまで多様な世代の様々な分野でギフチョウイメージが利用されている。



川前地区 ギフチョウ・ヒメギフチョウ保護の会
下刈り作業(同会撮影)

写真：生息地の保全活動の様子（山形県大石田町ホームページより）

■学校教育の里山学習テーマとしての利用

里山を学ぶために、子どもにとって親しみやすい学習素材としてギフチョウが各地の小学校で取り上げられている。飼育や食草の保護増殖活動などを通じて里山環境への理解を深めている。

ユニークな活用例としては、広島県世羅町伊尾小学校（当時。現在はせらひがし小学校に引き継がれている。）ではギフチョウ保全活動の記録が取りまとめられ、さらに道徳の副読本にも活用されるなど、広く教科を越えた利用がなされている。この他に同校ではダルマガエルの保全など里地里山の生きもの保全活動を全学年にわたって行い、内外に発信している。

■地域づくりイベントへの利用

山間地集落等では、保全活動と一体となった観察会やイベントを通じて、観光（エコツーリズム）をはじめとした活性化の素材としてのイメージ利用が図られている。

c. 保全活動と野生生物への効果

過疎少子化が進む農山村では、ギフチョウをシンボルにすることで里地里山保全という観点から観察会やイベントが行われ、周辺都市部との交流が生まれ活性化に寄与するなどの効果が見られる。また小学校におけるギフチョウをテーマにした教育への利活用は里地里山に対する子どもたちへの関心を高める効果を生んでいる。こうした取組の結果、地元農家や子どもたちやその保護者に至るまで地域の世代を越えて理解が進み保全活動が盛んになるなどの事例がみられる。

各地のギフチョウをシンボルにした活動の結果、地域を越えたネットワークも形成されるようになってきている。交流と学びを通じて飼育や保全のための環境整備方法など技術的手法から地域づくりへのアイデアや活用方法が高度化されるなど、各々の地域の取組の深化・充実が促されている。

保護条例が施行されるなど行政を巻き込んだ取組が展開している山形県内陸北部の事例では、ギフチョウの産卵数が増え、危機的な状況を脱することができたという報告もある。

※参考：大石田町ギフチョウ保護条例（山形県北村山郡大石田町ホームページより）

○大石田町ギフチョウ及びヒメギフチョウの保護に関する条例

（昭和63年3月18日大石田町条例第6号）

（目的）

第1条 この条例は、大石田町文化財保護条例(昭和36年大石田町条例第6号)第29条第1項の規定に基づき、大石田町指定天然記念物に指定したギフチョウ及びヒメギフチョウ(昭和62年大石田町教育委員会告示第8号。以下「両チョウ」という。)が、文化的、学術的な価値を有し、かつ、現在及び将来の町民に間いを与えるかけがえのない資産であることにかんがみ、大石田町(以下「町」という。)及び町民等が一体となって、その保護を図り、もって将来の町民に貴重な文化財として継承することを目的とする。

【大石田町文化財保護条例(昭和36年大石田町条例第6号)第29条第1項】

（定義）

第2条 この条例において、「町民等」とは、町民、旅行者及び滞在者をいう。

（町民等の責務）

第3条 町民等は、両チョウの保護に努めるとともに、町が実施する施策(両チョウの保護に関する施策をいう。以下同じ。)に協力するものとする。

（町の責務）

第4条 町は、地域の自然的かつ社会的条件に即した総合的な施策を実施するものとする。

（町民等の理解を深めさせるための措置）

第5条 町は、教育活動、広報活動等を通じて、両チョウの保護の必要性について、町民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

（両チョウの採取行為の禁止）

第6条 何人も、両チョウを、採取し、又はき損してはならない。ただし、大石田町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が次の各号の一に該当すると認めて許可したときは、この限りでない。

- (1) 学術又は文化等の研究のため必要とするとき。
- (2) 小学校、中学校、高等学校及び大学等の教育研究機関がその目的達成のため必要とするとき。
- (3) その他特に教育委員会が必要と認めたとき。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（罰則）

第8条 第6条の許可を受けずに両チョウを採取し、又はき損した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

【第6条】

（両罰規定）

第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。